

令和7年4月2日

課 名：建築指導課  
電 話：092-643-3719  
担 当：武藤、田上

## 指 名 停 止 措 置 状 況 書

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

春日市大土居2-133  
株式会社 塩月工業

2 指名停止の期間：

令和7年4月2日 ～ 令和7年5月1日（1ヵ月間）

3 事実概要：

（株）塩月工業は、島根県松江市における地盤改良工事において、労働者の労働災害を防止するための措置を怠ったとして、令和6年8月27日に松江簡易裁判所より労働安全衛生法等違反による罰金刑の略式命令を受けた。

このことにより、九州地方整備局から令和7年3月17日付で監督処分（指示）を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止1ヵ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第11号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定した日から1ヵ月以上9ヵ月以内